

令和5年 第6回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和5年6月26日
2. 開 催 場 所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時45分 会長代理
5. 議 長 会長 根岸 茂登雄
6. 委 員 出 席 状 況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	欠席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	出席
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	欠席	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	出席	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	欠席
8	坂本 典穂	欠席	〃 4	播摩 卓也	出席
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	欠席
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	出席
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：8名 欠席：3名 計：11名

7. 会 議 参 与 者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 松田 寛之 上田 禎礎
9. 会 議 進 行 状 況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員8人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第6回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に6番委員並びに7番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	初めに、営農型太陽光発電関連議案の、第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、第2号議案 農地法第3条、第5条の規定に

事務局	よる許可申請について、第1号報告事項について、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。 営農型太陽光発電施設については、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光パネルを設置して発電を行うものです。農地法の手続きとしましては、3年ごとに3条で太陽光パネルが上空を覆うため地上権の許可、5条で太陽光パネルの支柱部分についての一時転用許可が必要となります。 今回の申請は営農型太陽光発電施設2期分として、平成26年7月に許可を受けた事業で、その後、平成29年7月、令和2年7月にパネル下での営農に問題がないとして3年の一時転用許可を受けたものです。 3ページをご覧ください。第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更になります。申請者住所・氏名 当初事業計画者 ○○○○○○○○○△丁目△△番△△号 ○○○○○○○○○○○△△△△ ○○ ○○ 承継者 ○○○○○○○○○△丁目△△番△△-△△△号 株式会社○○ ○○代表取締役 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積 4, 352㎡の内1, 462㎡ 持分 7分の4 権利区分 賃貸借権 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 申請理由 個人資産の健全化を図るため代表を務める法人に名義変更を行いました。売却にあたり、認識不足により、農地法の手続きを経ずに進めてしまいました。今後は諸法規を守り、当該農地に係る計画変更は今回限りにするとのことです。 14ページをご覧ください。位置図と付近の状況図になります。次ページをご覧ください。赤枠内の発電施設が対象地となります。 事業計画者の変更申請については、埼玉県農地調整関係事務処理要領において、次の3点すべてに該当するときは、承認することができるとあります。 ・変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。 ・変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。 ・変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。 これら3点については、すべて該当すると思われます。 続きまして5ページをご覧ください。第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について説明させていただきます。 番号1 借人 ○○○○○○○○○△丁目△△番△△号 ○○○○○○○○○△△△△ ○○ ○○ 貸人 大字○○△△△△番地 ○○ ○○ 大字○○△△
------------	---

	△△番地 ○○ ○○ 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△番△ △△番△ 大字○○字○○○○△△番 地目 畑 面積 9 3 2 m² 持分 1 分の 1 地目 畑 面積 1, 9 1 0 m² 持分 2 分の 1 地目 畑 面積 2, 5 2 2 m² 持分 4 分の 1 計 3 筆 2, 5 1 8 m² 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和 8 年 7 月 1 3 日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 2, 5 1 8 m² 位置 第 1 種農地 農用地区域外 境内地に接続 第 2 種農地 農用地区域外 宅地に接続 第 1 種農地 農用地 宅地から 5 0 m 1 1 ページが位置図と付近の状況図です。1 2、1 3 ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。 番号 2 借人 ○○○○○○○○○△丁目△△番△△－△△△号 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 貸人 大字○○△△△△番地 ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積 4, 3 5 2 m² 持分 7 分の 4 計 1 筆 2, 4 8 7 m² 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和 8 年 7 月 1 3 日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 2, 4 8 7 m² 位置 第 1 種農地 農用地 宅地に接続 1 4 ページが位置図と付近の状況図です。1 5 ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。 番号 3 借人 ○○○○○○○○○○○△△番△△号 ○○○○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 貸人 大字○○△△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△番△ 地目 畑 面積 1, 1 3 5 m² 持分 1 分の 1 計 1 筆 1, 1 3 5 m² 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和 8 年 7 月 1 3 日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 1, 1 3 5 m² 位置 第 2 種農地 農用地区域外 宅地に接続。 1 6 ページが位置図と付近の状況図です。1 7 ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。 番号 4 借人 ○○○○○○○○○△丁目△△△△番地△△ ○○ ○○ 貸人 大字○○△△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△番△ 地目 畑 面積 1, 9 1 0 m² 持分 2 分の 1 計 1 筆 9 5 5 m² 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和 8 年 7 月 1 3 日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 9 5 5 m² 位置 第 2 種農地 農用地区域外 宅地に接続 1 8 ページが位置図と付近の状況図です。1 9 ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。 番号 5 借人 ○○○○○△△△番地△ ○○ ○○ 貸人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○○△△番 地目 畑 面積 2, 5 2 2 m² 持分 4 分の 1 計 1 筆 6 3 1 m² 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和 8 年 7 月 1 3 日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 6 3 1 m² 位置 第 1 種農地 農用地 宅地から 5 0 m 2 0 ページが位置図と付近の状況図です。2 1 ページの赤枠内の発電施設部
--	---

分が対象となります。

番号6 借人 ○○○○○○○○△丁目△△-△△ ○○○○○○○ 株式会社 ○○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 貸人 大字○○△△△番地○○ ○○ 大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○○△△番 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積 2,522㎡ 持分4分の1 地目 畑 面積 3,253㎡ 持分 5分の1 計 2筆 1,281㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和8年7月13日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 1,281㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地から50m 第1種農地 農用地 宅地に接続

22、23ページが位置図と付近の状況図です。23、24ページの番号6の赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号7 借人 ○○○○○○○○○○○△△△-△△-△ ○○ ○○ 貸人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○○△△番 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積 2,522㎡ 持分 4分の1 地目 畑 面積 3,253㎡ 持分5分の1 計 2筆 1,281㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和8年7月13日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 1,281㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地から50m 第1種農地 農用地 宅地に接続 22、23ページが位置図と付近の状況図です。23、24ページの番号7の赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号8 借人 ○○○○○○○○○△丁目△番△△号 ○○ ○○ 貸人 大字○○△△△△番地△ ○○ ○ 大字○○△△△番地 ○○ ○○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△、△ △△△番△ 地目 畑 面積 314㎡ 持分 1分の1 地目 畑 1,143㎡ 持分 2分の1 地目 畑 面積 682㎡ 持分 1分の1 計 3筆 1,568㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和8年7月13日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 1568㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地から60m 第1種農地 農用地 宅地から40m 第1種農地 農用地 宅地から50m 25ページが位置図と付近の状況図です。26ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号9 借人 ○○○○○○○○○△△番△△号 合同会社○○○○○○○ 代表社員 ○○ ○ 貸人 大字○○△△△△番地△ ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△ 地目 畑 面積 1,143㎡ 持分 2分の1 計 1筆 572㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和8年7月13日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 572㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地から40m 27ページが位置図と付近の状況図です。28ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号10 借人 ○○○○○○○○○△丁目△番△△号 合同会社○○○○○ 代

表社員 ○○ ○ 貸人 大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 大字○○△△△番地 ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積 3, 2 5 3 m² 持分 5 分の 1 地目 畑 面積 4, 3 5 2 m² 持分 7 分の 1 計 2 筆 1, 2 7 2 m² 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和 8 年 7 月 1 3 日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 1, 2 7 2 m² 位置 第 1 種農地 農用地 宅地に接続 第 1 種農地 農用地 宅地に接続 2 9 ページが位置図と付近の状況図です。3 0 ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号 1 1 借人 ○○○○○○○○△丁目△△番△△号 ○○ ○ 貸人 大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積 3, 2 5 3 m² 持分 5 分の 1 計 1 筆 6 5 1 m² 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和 8 年 7 月 1 3 日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 6 5 1 m² 位置 第 1 種農地 農用地 宅地に接続 3 1 ページが位置図と付近の状況図です。3 2 ページの番号 1 1 の赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号 1 2 借人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○△丁目△△番地△△ 有限会社○○ 代表取締役 ○○ ○○ 貸人 大字○○△△△番地△ ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積 3, 2 5 3 m² 持分 5 分の 1 計 1 筆 6 5 1 m² 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和 8 年 7 月 1 3 日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 6 5 1 m² 位置 第 1 種農地 農用地 宅地に接続 3 1 ページが位置図と付近の状況図です。3 2 ページの番号 1 2 の赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号 1 3 借人 ○○○○○○○○○△丁目△番△号 株式会社○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 貸人 大字○○△△△△番地 ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積 4, 3 5 2 m² 持分 7 分の 2 計 1 筆 1, 2 4 3 m² 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和 8 年 7 月 1 3 日まで 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 1, 2 4 3 m² 位置 第 1 種農地 農用地 宅地に接続 3 3 ページが位置図と付近の状況図です。3 4 ページの番号 1 2 の赤枠内の発電施設部分が対象となります。

3 条の地上権の許可基準につきましては、周辺農地の営農に支障がないこと。営農を行うものに同意を得ていることとなっております。

周辺農地からはこれまでも苦情等なく、また営農を行う○○○○○○○からも同意書が提出されています。

第 2 号議案 農地法第 3 条につきましては以上です。

続きまして、8 ページをご覧ください。

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請案件について説明させていただきます。

番号 1 申請者住所・氏名 土地の所在・地目については 3 条の番号 1 と同様です。面積 9 3 2 m² の内 0. 3 6 5 5 m² 持分 1 分の 1 1, 9 1 0 m² の内

0. 3 6 5 5 m² 持分2分の1 2, 5 2 2 m²の内 0. 3 6 5 5 m² 持分4分の1 計3筆 5, 3 6 4 m²の内 1. 0 9 6 5 m² 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 不動産賃貸管理会社経営 太陽光パネル480枚 発電出力120.0kW 取得状況 昭和57年3月5日 換地処分 平成31年2月13日 相続 昭和57年2月20日 換地処分 仮登記・抵当権 無
位置及び図面については3条の番号1と同様です。

番号2 申請者住所・氏名 土地の所在・地目については3条の番号2と同様です。面積 4, 3 5 2 m²の内 1. 4 6 2 0 m² 持分7分の4 計1筆 4, 3 5 2 m²の内 1. 4 6 2 0 m² 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 不動産賃貸管理業 太陽光パネル640枚 発電出力160.0kW 取得状況 平成20年5月3日 相続 仮登記・抵当権 無
位置及び図面については3条の番号2と同様です。

番号3 申請者住所・氏名 土地の所在・地目 については3条の番号3と同様です。面積 1, 1 3 5 m²の内 0. 3 6 5 5 m² 持分1分の1 計1筆 1, 1 3 5 m²の内 0. 3 6 5 5 m² 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 建設業 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 平成29年7月18日 相続 仮登記・抵当権 無
位置及び図面については3条の番号3と同様です。

番号4 申請者住所・氏名 土地の所在・地目 については3条の番号4と同様です。面積 1, 9 1 0 m²の内 0. 4 0 7 0 m² 持分2分の1 計1筆 1, 9 1 0 m²の内 0. 4 0 7 0 m² 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 会社員 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 平成31年2月13日 相続 仮登記・抵当権 無
位置及び図面については3条の番号4と同様です。

番号5 申請者住所・氏名 土地の所在・地目 については3条の番号5と同様です。面積 2, 5 2 2 m²の内 0. 3 8 1 7 m² 持分4分の1 計1筆 2, 5 2 2 m²の内 0. 3 8 1 7 m² 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 会社員 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 昭和57年2月20日 換地処分 仮登記・抵当権 無
位置及び図面については3条の番号5と同様です。

番号6 申請者住所・氏名 土地の所在・地目 については3条の番号6と同様です。面積 2, 5 2 2 m²の内 0. 3 6 5 5 m² 持分4分の1 3, 2 5 3 m²の内 0. 3 4 9 3 m² 持分5分の1 計2筆 5, 7 7 5 m²の内 0. 7 1 4 8 m² 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権

許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 情報サービス業 太陽光パネル320枚 発電出力80.0kW 取得状況 昭和57年2月20日 換地処分 令和2年6月17日 相続 仮登記・抵当権 無
位置及び図面については3条の番号6と同様です。

番号7 申請者住所・氏名 土地の所在・地目 については3条の番号7と同様です。面積 2,522㎡の内 0.3817㎡ 持分4分の1 3,253㎡の内 0.3493㎡ 持分5分の1 計2筆 5,775㎡の内 0.7310㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権
許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 会社役員 太陽光パネル320枚 発電出力80.0kW 取得状況 昭和57年2月20日 換地処分 令和2年6月17日 相続 仮登記・抵当権 無
位置及び図面については3条の番号7と同様です。

番号8 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号8と同様です。面積 314㎡の内 0.1549㎡ 持分1分の1 1,143㎡の内 0.2521㎡ 持分2分の1 682㎡の内 0.3493㎡ 持分1分の1 計3筆 2,139㎡の内 0.7563㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権
許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 会社員 太陽光パネル320枚 発電出力80.0kW 取得状況 令和元年7月30日 相続 令和元年7月30日 相続 平成15年1月5日 相続 仮登記・抵当権 無
位置及び図面については3条の番号8と同様です。

番号9 申請者住所・氏名 土地の所在・地目 については3条の番号9と同様です。面積 1,143㎡の内 0.3655㎡ 持分2分の1 計1筆 1,143㎡の内 0.3655㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権
許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 サービス業 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 令和元年7月30日 相続 仮登記・抵当権 無
位置及び図面については3条の番号9と同様です。

番号10 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号10と同様です。面積 3,253㎡の内 0.3655㎡ 持分5分の1 4,352㎡の内 0.3493㎡ 持分7分の1 計2筆 7,605㎡の内 0.7148㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権
許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 不動産賃貸業 太陽光パネル320枚 発電出力80.0kW 取得状況 令和2年6月17日 相続 平成20年5月3日 相続 仮登記・抵当権 無
位置及び図面については3条の番号10と同様です。

番号11 申請者住所・氏名 土地の所在・地目 については3条の番号11と同様です。面積 3,253㎡の内 0.3655㎡ 持分5分の1 計1筆 3,253㎡の内 0.3655㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設

	設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 会社経営 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 令和2年6月17日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号11と同様です。 番号12 申請者住所・氏名 土地の所在・地目 については3条の番号12と同様です。面積 3,253㎡の内 0.3655㎡ 持分5分の1 計1筆 3,253㎡の内 0.3655㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 不動産賃貸業 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 令和2年6月17日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号12同様です。 番号13 申請者住所・氏名 土地の所在・地目については3条の番号13と同様です。面積 4,352㎡の内 0.7148㎡ 持分7分の2 計1筆 4,352㎡の内 0.7148㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和8年7月13日まで 申請内容 職業 再生エネルギー関連事業 太陽光パネル320枚 発電出力80.0kW 取得状況 平成20年5月3日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号13同様です。 5条の一時転用許可基準につきましては、太陽光パネル下部の農地における営農の適切な継続が確実であることが必要となります。その基準として地域の平均的な収穫量と比較して8割以上を満たすこととなっております。 柿の9年目の地域の平均収穫量、10アール当たり4,050本に対し、4,206本と上回っております。また、売り上げにつきましては、3年前の更新時は1区画当たり約△△△△円のところ、販路拡大に努めた結果、今回は約△△△△円となったとの報告を受けております。 第2号議案 農地法第5条につきましては以上です。 つづきまして49ページをご覧ください。第1号報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。 第1号議案計画変更申請により当初計画者が設定している地上権を解除するものです。 貸主 大字〇〇△△△△番地 〇〇 〇 借主 〇〇〇〇〇〇〇〇△丁目△△番△△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△△△△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 4,352㎡ 契約設定時期 令和2年7月14日 合意解約成立の日 令和5年5月10日 地上権 営農型太陽光発電施設関連についての説明は以上となりますので、一括での審議をお願いいたします。
議 長	営農型太陽光発電関連の第1号議案、第2号議案を審議いたします。

	推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。大沢 2 番
推進委員 大沢 2 番	第 1 号議案の計画変更の申請理由の中で、個人資産の健全化とありますが、これまでは健全ではなかったのか、具体的に説明をお願いいたします。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	申し訳ございません。これまでが健全ではなかったのかですが、提出されている書類の中では分かりません。
議 長	それでは事務局は、次回までに申請人に確認し報告をお願いします。 その他推進委員の方より意見がありましたら挙手をお願いします。松久 1 番
推進委員 松久 1 番	申請地を現地確認しましたが、太陽光の下部で営農している榊ですが、場所によっては大きく育っていたり、成長段階のところだったり様々でしたが、枯れてしまっているところは見受けられませんでした。以前と変化はないように感じました。
議 長	その他推進委員の方より意見がありましたら挙手をお願いします。松久 2 番
推進委員 松久 2 番	今回更新ということですが、申請にあたって内容が前回と同じという確認はとれているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請者からは、毎年一度太陽光パネルの下の営農状況の報告を提出されております。また、今回の更新にあたっての添付書類を確認すると、前回から変更があったのは計画変更のみになります。

推進委員 松久 2 番	受人の職業を見ると個人と法人のところがりますが、前回から会社がなくなっているということはないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	更新にあたり、会社の全部事項証明書をつけていただいております会社があるということは確認しております。
議 長	その他推進委員の方より意見がありましたら挙手をお願いします。大沢 2 番
推進委員 大沢 2 番	住所が海外の方がおりますが、この方はずっとそこに住んでいるのでしょうか
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	添付書類の中に住民票がありますが、平成 2 8 年に海外へ出国となっております。
推進委員 大沢 2 番	毎年報告があるということですが、その報告の時は提出に来られているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	毎年報告いただいているのは、太陽光の下部の作物の営農状況ですので、太陽光の売電者からは特に報告はいただいております。
推進委員 大沢 2 番	株式会社〇〇〇〇は何を行っている会社なのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。

事務局	会社の履歴事項証明書の事業内容を確認するとソフトウェアの開発、インターネットによる情報サービス業、太陽光パネルの施設管理等を行っているとのこと です。
推進委員 大沢 2 番	太陽光パネルの管理は誰が行っているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	太陽光の下部を管理している株式会社〇〇〇〇が何かあれば報告をし、受人が 対応しているのだと思われます。
議 長	その他の推進委員の方より質問がありましたら挙手をお願いします。質問がな いようですので、次に農業委員の方より質問がありましたら挙手をお願いします 。 3 番委員。
3 番委員	受人の名前を見ると個人と法人の代表の名前が一緒の方がいますが、分けてい る理由は何ですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	理由については本人に聞いてみないと分からないですが、おそらく資産の分散 化をし、リスクの低減をしているのだと思われます。
議 長	他に農業委員の方より質問がありましたら挙手をお願いします。 7 番委員。
7 番委員	報告事項の解約の理由を教えてください。

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	解約の理由ですが、第 1 号議案の計画変更に伴う解約になります。個人で持っていた権利を法人に変更する内容でございます。
議 長	他に農業委員の方より質問がありましたら挙手をお願いします。 1 番委員。
1 番委員	申請の理由で名義変更（売却）とありますが、売却とありますがどういう意味でしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	名義変更（売却）ですが、個人の権利を会社に売却するのだと思われます。
1 番委員	会社の議事録等には、その旨が書かれているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	議事録ではないのですが、今回の件で会社の合意形成の同意書が提出されております。
1 番委員	その会社の履歴事項全部証明書には、太陽光発電に関する旨は記載されておりますか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	履歴事項全部証明書をみると記載されております。

議 長	他に農業委員の方より質問がありましたら挙手をお願いします。4番委員。
4番委員	太陽光パネルのメーターは受人ごとに設置されているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申し訳ございません。そこまで把握しておりません。
議 長	事務局は次回までに調べて報告してください。
	その他の農業委員の方より質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。それでは第1号議案について、承認相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員つき、承認相当と決定します。 続いて、第2号議案の営農型太陽光関連の農地法第3条について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 続いて、第2号議案の営農型太陽光関連農地法第5条について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

	(農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 営農型太陽光発電関連の第1号議案、第2号議案の審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	営農型太陽光関連の農地法第5条の計画変更については承認相当、営農型太陽光関連の農地法第3条番号1から番号13については許可、営農型太陽光関連の農地法第5条番号1から番号13については許可相当と議決されました。
議 長	続きまして、第3号議案 農地法第3条を議題といたします。3条の番号1について、事務局より説明をお願いします。
事務局	3ページ番号1をご覧ください。受人 大字〇〇△△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△△番地△ 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、△△△△番△ 地目 畑 面積1,286㎡、862㎡の2筆 計2,148㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 18,359㎡ 借受地36,261㎡ 貸付地5,156㎡ 取得状況 令和3年11月7日 相続 不耕作無家族数6 従農数1 経態 兼業 所有機械 トラクター3台、コンバイン1台、耕耘機2台、田植え機2台、防除機2台、トラック3台 位置 農用地区域外 自宅から1.5キロメートル 取得前 畑 取得後 畑 37ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しでございます。申請地は大字〇〇字〇〇〇地内にあり、現在は露地野菜等を栽培されております。受人は現在58歳で、主に受人が農業に常時従事しており妻と娘が農作業の補助をしているとのことです。主な栽培作物は米麦、野菜を栽培しております。 申請に至った理由ですが、渡人は耕作できないため、受人は、今後も規模拡大していきたいとのことです。 以上番号1の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	3条の番号1を審議いたします。農業委員2番より補足説明がありましたらお願い

	します。
2 番委員	先日現地の方を確認してきました。荒れてもないですし特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢 3 番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢 3 番	先日現地確認してきました。現地の方はネギやいもが植わっておりますが、現在耕作している方とは話はついているとのことですので問題はないと思います。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。大沢 2 番。
推進委員 大沢 2 番	貸付地はどういう方に貸しているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	農地の近くの担い手に貸しております。
推進委員 大沢 3 番	貸付地は受人の所有農地なのでしょうか。又貸しはされていませんか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	受人の所有農地で、又貸しはしておりません。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。1 番委員

1 番委員	かなり多くの農地を耕作されており、従農数も 1 人で兼業とのことですが、職業は何をやられている方でしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	受人の職業ですが、農業と建設業で、美里町にある株式会社〇〇〇〇で働いているとのこと。
1 番委員	受人が会社を経営されているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	代表取締役とのことですので、受人が経営されているのだと思われます。
議 長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。6 番委員
6 番委員	参考に売買金額を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	一反当たり約△△△△円とのこと。
議 長	その他の農業委員、推進委員の方より意見がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1 について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)

	賛成全員につき、許可と決定します。 3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。 事務局長 農地法第3条の番号1の案件につきましては許可と議決されました。 議 長 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。 事務局 受人 大字〇〇△△△△番地△ 合同会社 〇〇 代表社員 〇〇 〇〇 渡人 〇〇県〇〇市〇〇町△丁目△△番地△△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇〇 △△△△番△ 畑 1筆 1,808㎡ 転用目的 店舗及びドッグラン用地 権利内容 所有権 申請内容 職業 ドッグラン事業 店舗 1棟 96.88㎡ ドッグラン 684.30㎡ 取得状況 平成26年10月31日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地から7m 40ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇〇〇地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は、ドッグラン事業や飲食店の経営、弁当の製造販売等を目的として、令和5年3月に設立された会社です。 事業の性質上、ある程度の広さが必要なことや、犬の鳴き声などに配慮し住宅密集地から離れていること、また、遠方のお客様にも来てもらいたいとの思いで幹線道路に近いこと、などを条件に土地を探した結果、こちらの土地での申請に至ったそうです。道路接続については、申請地西の6.7m道路に水道と集落排水を接続するとのことです。 店舗96.88㎡とドッグラン 684.30㎡を建設予定です。 今回の事業につきましては、町の開発協議会において協議済みで、同意がなされております。 39ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。 農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。農業委員2番より補足説明をお願いいたします。
--	---

2 番委員	先日現地の方確認させていただきました。町の開発も問題なく、隣地の方の同意書もあるとのことなので問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢 3 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 大沢 3 番	先日現地確認しました。ドックランとのことで、飼育するわけではないですし、鳴き声については隣地とよく話し合って苦情が出ないようにしていただければ問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久 2 番
推進委員 松久 2 番	駐車場はどのくらい確保する予定でしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	駐車場ですが、お客様が 7 台分、従業員が 2 台分確保しているとのこと。
推進委員 松久 2 番	犬の鳴き声が気になると思われそうですが、隣地の方の同意はとれているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	区長の同意書と隣地の方の同意書をもらっていると建設課から聞いています。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。

	次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 1 番委員。
1 番委員	水道の水圧は、問題はないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	上下水道課に伺ったところ、水圧には問題があるとのことなので敷地内に受水槽を設置して、夜間に受水槽に水を張って日中はその水を使うとのことでした。
議 長	他に農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 1 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、許可相当と決定します。
	続きまして、農地法第 5 条の番号 2 について事務局より説明をお願いします。
事務局	受人 大字〇〇〇△△△番△△ 有限会社 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇 △△△番 地目 田 1 筆 4 8 4 m² 転用目的 駐車場及び資材置場 権利 内容 所有権 申請内容 職業 広告看板業 駐車場 1 4 台 資材置場 2 0 m² 取得状況 昭和 4 4 年 1 2 月 2 日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第 1 種農地 農用地区域外 宅地に接続 今回の申請地は、農用地からの除外の件で、以前の総会で意見をいただいた案件 です。 4 2 ページをご覧ください。場所は大字〇〇〇字〇〇地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は、申請地北側の〇〇〇△△△番地△△に、平成 1 9 年から事務所と作業 場をかまえ営業をしています。順調に事業が推移したこともあり、従業員数や保

	有車両の増加に伴い、事業所内が手狭になってきたため、敷地の拡張を計画したそうです。申請地の地権者に計画を相談したところ、了承が得られたため、今回の申請となりました。申請地に隣接する町道について、拡張の計画があることから、拡張部分を確保したうえで、駐車場及び資材置場として使用予定です。39ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。 農地法第5条の番号2を審議いたします。推進委員東兎玉3番より意見がありましたら、お願いいたします。
推進委員 東兎玉3番	先日現地確認しました。申請地は長年特に何も栽培していないようです。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしくお願いします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久1番
推進委員 松久1番	歩道の計画があるとのことですが、詳しく教えていただけますでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	建設課に伺ったところ、道路の拡張の計画はあるとのことですが、まだ地権者との同意もまだとのことで、具体的な配置図もまだないとのことです。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久2番。
推進委員 松久2番	申請地高さがありますが、土留め工事はされるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	隣接する農地との間は、土留め工事を行うと聞いております。

議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。1 番委員
1 番委員	転用後は道路拡張の同意は、今回の受人にするということですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	土地の所有名義が受人に変わるため、道路拡張の同意も受人になります。
議 長	その他の農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。3 番委員
3 番委員	今回の申請は以前もあったと思います。再提出の理由は何ですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	今回は再提出ではなく、前回農業委員会に挙げたのは農用地から除外する際の意見照会になります。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして農地法第5条の番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局	受人 ○○市○○○△△△番地 株式会社 ○○○○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△△番△、△△△△番△ 地目 畑 291㎡ 1,687㎡ 計 2筆 1,978㎡ 転用目的 倉庫 権利内容 所有権 申請内容 職業 食品製造業 倉庫105.28㎡ 3棟 倉庫 84.00㎡ 1棟 全て平屋建て 取得状況 平成24年3月3日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第3種農地 農用地区域外 宅地に接続 44ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は、食料品の製造、加工、販売等を行っている業者です。近年、取引先各社への納品量が増加している状況で、自社所有倉庫のみでは足りず、近隣他社の倉庫を借りて保管している状態です。 保管品が今後増えることや配送作業の効率化を図るため、新たな倉庫を計画しましたが、自社の敷地内ではスペースがなく、また、周囲も家屋等で囲まれているため敷地拡張ができず、代替え地を探していたそうです。 倉庫建設ができる広さがあり、かつ、スマートインターに近く配送に便利のため今回の申請に至ったそうです。 冷蔵倉庫3棟、冷凍倉庫1棟の建設予定です。39ページにお戻りください。 ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号3を審議いたします。農業委員9番より補足説明をお願いいたします。
9 番委員	先日現地を確認しました。問題はないと思われますのでご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	推進委員松久4番より意見がありましたら、お願いいたします。
推進委員 松久4番	特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願います。 他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。

	次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 1 番委員。
1 番委員	食品の倉庫とのことですが、工場は〇〇市で遠いですが他にも工場はあるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	工場は〇〇市のみで、申請地には、食品の倉庫だけで事務所などは設置しないとのこと。
1 番委員	具体的にはどういったものを取り扱うのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	カット野菜や加工品や加工前の野菜も保管すると伺っております。
1 番委員	参考にどのくらいの売買価格ですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	約△△△△円とのこと。
議 長	その他農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 7 番委員。
7 番委員	配置図を見ますと北側に道路が入っていますが、道路の扱いは払下げになっているのですか。また、申請地の周りはフェンスで囲ってしまうのか教えてください。

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	道路につきましては町道認定されている道路でございます。現在業者の方からも払下げの希望があるそうで、この後建設課と話を進めていくとのことです。またフェンスは設置せず10cmくらいのブロックで囲うとのことです。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして農地法第5条の番号4について事務局より説明をお願いします。 受 人 〇〇〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇△△△号 〇〇 〇〇 渡 人 大字〇〇△△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△ △番△ 地目 畑 1筆 500㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 使用 貸借権 許可日から30年間 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 102. 68㎡ 平屋建て 取得状況 昭和40年11月15日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 今回の申請地は、農用地か らの除外の件で、以前の総会で意見をいただいた案件です。 46ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇〇地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は、〇〇市のアパートで妻と暮らしているが、将来子供が出来た時のことを考え住宅を計画しました。申請地は実家の隣で、子育てや、将来の親の介護などを考慮し選定したそうです。 39ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。 農地法第5条の規定による番号3を審議いたします。農業委員6番より補足説

	明をお願いいたします。
6 番委員	連絡がなかったのですが、一般住宅ですので問題はないと思います。
議 長	推進委員大沢 2 番より意見がありましたら、お願いいたします。
推進委員 大沢 2 番	私には連絡がありまして現地確認しました。現地は盛土が必要で隣地の地権者に影響が出ないか気になりました。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請人からは、周辺農地に被害が出ないように注意します。万が一被害が出た場合は申請人の方で速やかに対処しますとのことでございます。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 4 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1 から番号 4 の案件につきましては許可相当と議決され

議 長	ました。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。
会長代理	以上をもちまして、第6回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月26日

議 長

署名委員

署名委員